ニ　［略］
ホ　経営者及び監査役等の責任
ヘ　中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任
ト　［略］
三　四半期レビュー報告書　次に掲げる事項
イ　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の結論に関する次に掲げる事項
(1)　当該結論に係る四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲
(2)　四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等（四半期会計期間及び四半期財務諸表等規則第三条第六号に規定する四半期累計期間をいう。以下同じ。）（四半期連結財務諸表の場合には、四半期連結会計期間等（同条第五号に規定する四半期連結会計期間及び同条第七号に規定する四半期連結累計期間をいう。）。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論
ロ　イ(2)に掲げる結論の根拠
ハ　四半期財務諸表等規則第二十一条（四半期連結財務諸表規則第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］
ニ　［略］
ホ　経営者及び監査役等の責任
ヘ　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任
ト　［略］
［2・3　略］
4　第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。
［一・二　略］
三　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項
イ　除外事項及び当該除外事項が監査の対象となつた財務諸表等に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

ホ　［同上］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
ヘ　［同上］
三　［同上］
イ　四半期レビューの対象
ロ　経営者の責任
ハ　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任
ニ　四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等（四半期会計期間及び四半期財務諸表等規則第三条第六号に規定する四半期累計期間をいう。以下同じ。）（四半期連結財務諸表の場合には、四半期連結会計期間等（四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間及び同条第七号に規定する四半期連結累計期間をいう。）。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論
ホ　［同上］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
ヘ　［同上］
［2・3　同上］
4　［同上］
［一・二　同上］
三　［同上］
イ　除外事項及び当該除外事項が監査の対象となつた財務諸表等に与えている影響